

市第 25 号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について

1 背景

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から対策を講じることを目的として、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「新型インフル特措法」という。）が令和 5 年 4 月に改正されました。

【参考：「新型インフル特措法」の主な改正経過等】

	内容
平成 24 年 5 月	「新型インフル特措法」を制定。新型インフルエンザや新感染症に対する対策強化のための政府対策本部の設置や、新型インフルエンザ等緊急事態における措置を規定
令和 2 年 3 月	新型コロナウイルス感染症についても「新型インフル特措法」に基づき総合的な対策を講じられるよう整理
令和 5 年 4 月	新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずる仕組みや地方公共団体の機能を維持できる仕組みを整備

2 条例改正の趣旨

令和 5 年の「新型インフル特措法」改正により、他の地方公共団体等から当該団体に派遣される職員に対して支給する「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」について、緊急事態に至る前の派遣も支給の対象となるなど、対象範囲が拡大され、名称は「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改められました。

これらを踏まえ、当該手当を規定する、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和 26 年 3 月横浜市条例第 15 号。以下「給与条例」という。）の一部改正を行います。

【改正する手当概要】（給与条例第 2 条第 1 項及び第 20 条の 7 第 1 項）

	名称	派遣時期	根拠（新型インフル特措法）
改正前	新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	緊急事態宣言中	44 条
改正後	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	政府対策本部が設置されたときから廃止されるまでの間	26 条の 8

※ 手当の額は、利用施設や市内滞在期間により、1 日につき 3,970 円から 6,620 円までの額で、国により定められた基準の額となっています。

3 施行予定日

公布の日に施行します。